

資料編

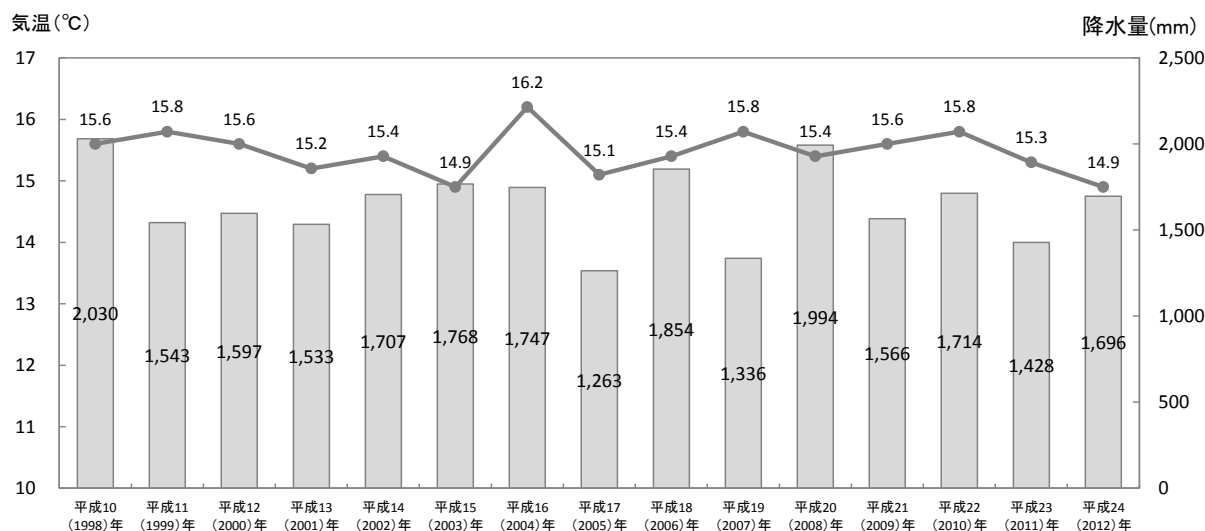
	頁
1 国分寺市の概況データ等 -----	74
2 国分寺市の放射能対策（概要） -----	77
3 計画改定の経過 -----	78
4 諮問・答申 -----	81
5 用語解説 -----	87

1 国分寺市の概況データ等

(1) 気象

国分寺市の年平均気温及び年間降水量は、隣接の府中市にある東京管区気象台府中観測所での観測結果を参考にすると、年ごとの変動はあるものの、平均して 15.5℃、1,651 mm となっています。

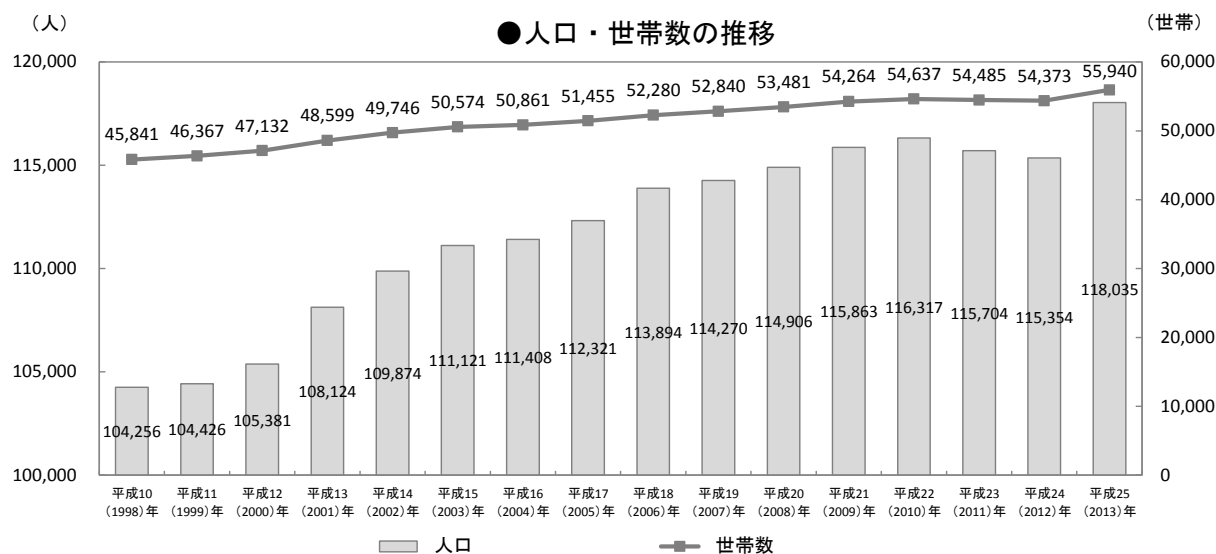
●府中観測所における各年の平均気温及び年間降水量の推移



資料：東京管区気象台 気象統計資料 府中観測所データより作成

(2) 人口・世帯数

国分寺市の人口は 118,035 人、(平成 25 年 1 月 1 日現在) で、平成 22 年まで増加傾向で推移しており、平成 23・24 年度は減少傾向にありました。平成 25 年からは、平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳に外国人も含まれています。

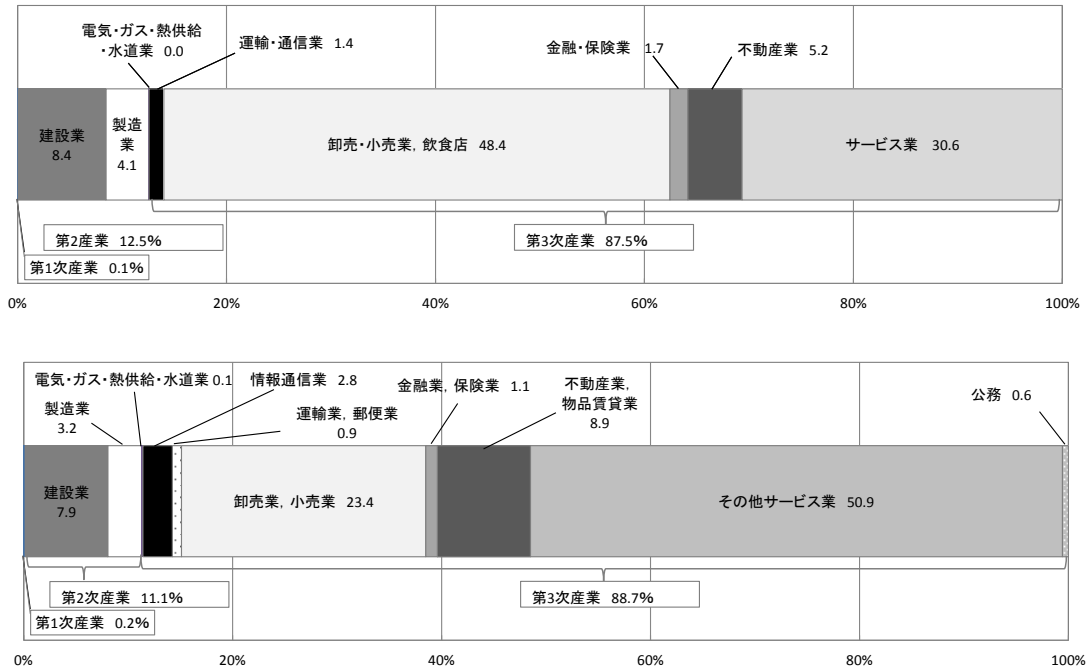


資料：平成 24 年度国分寺市統計

(3) 産業

市の産業構造は、事業所数の割合で見ると、平成 21 年度の調査では、第 3 次産業が最も多く 88.7%となっています。平成 11 年度と比較すると、第 2 次産業が減少し、第 1 次産業と第 3 次産業が増加しています。

●国分寺市内の事業所数の割合 (%)



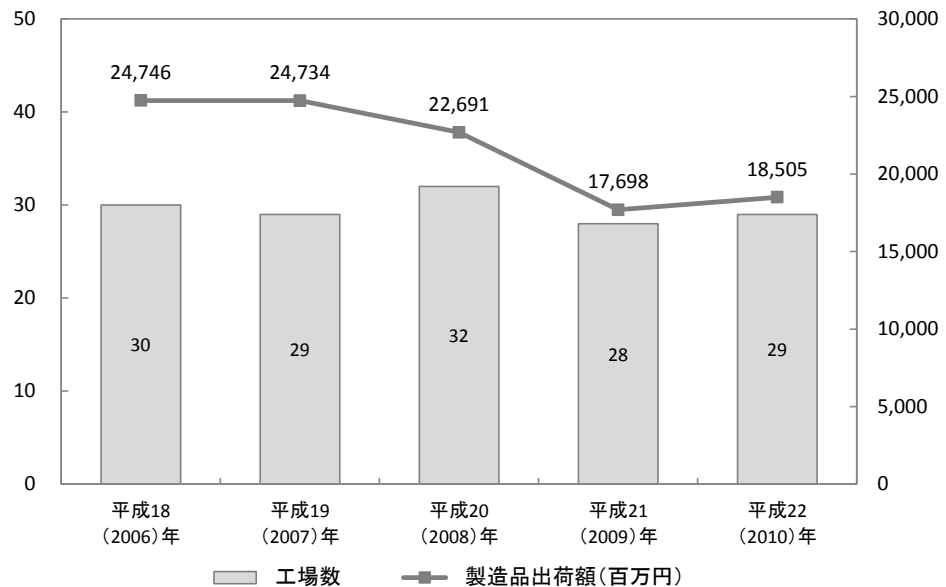
※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがあります。

資料：事業所・企業統計調査（平成 11 年），経済センサス-基礎調査（平成 21 年）

① 工業

市には、電気機械、印刷、業務用機械などの工場があります。工場数はほぼ横ばいで推移していますが、製造品出荷額は年々減少しており、平成 22 年は 1,850 億円となっています。

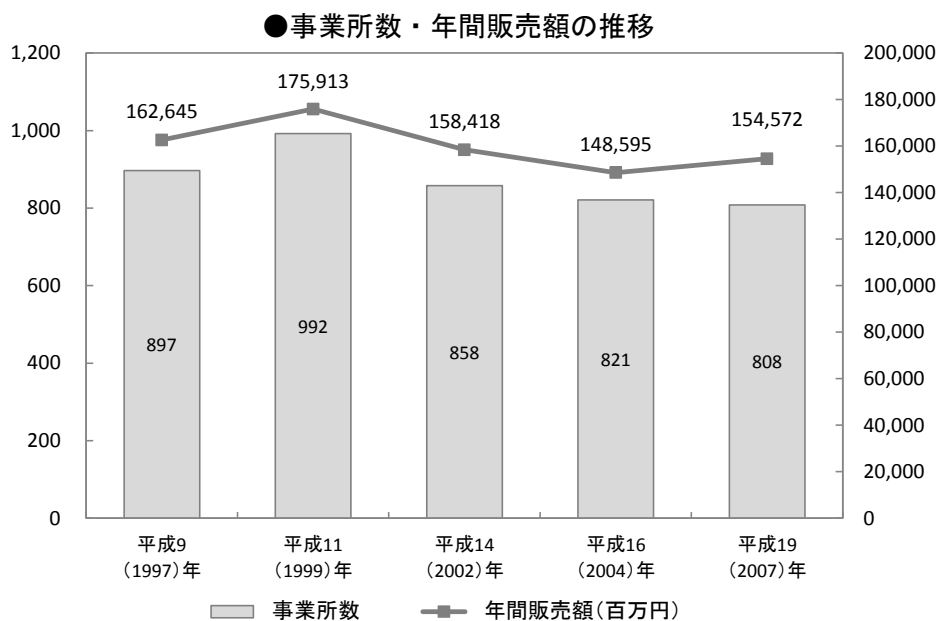
●工場数・製造品出荷額の推移



資料：平成 24 年度国分寺市統計

② 商業

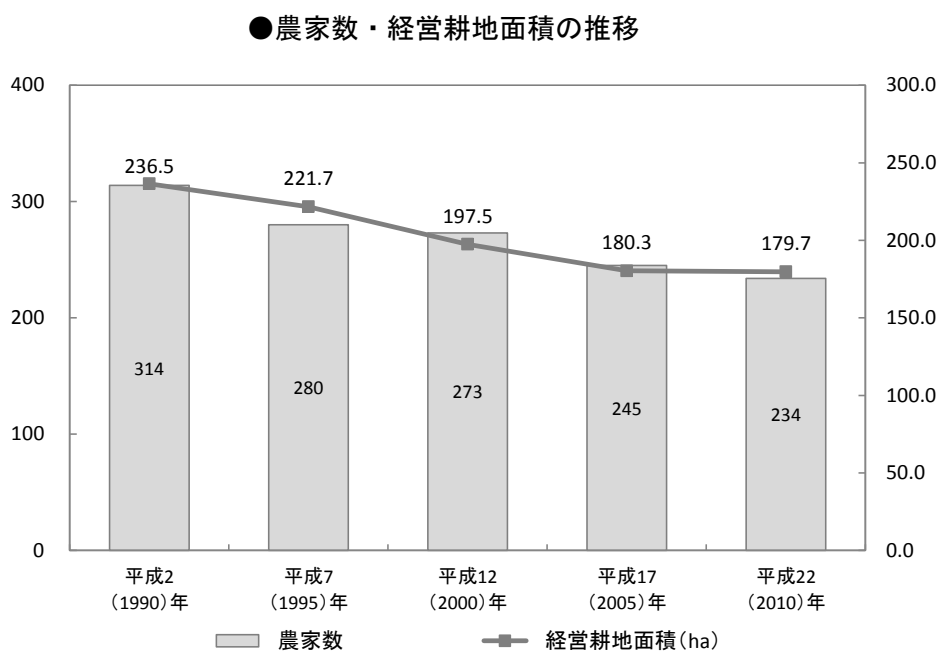
商業統計調査による卸売業，小売業を合わせた事業所数は，年々減少しており，平成19年は808事業所となっています。一方，年間販売額はほぼ横ばいで推移しています。



資料：平成24年度国分寺市統計

③ 農業

市内の農家数や経営耕地面積は，ともに減少しています。



資料：平成24年度国分寺市統計

2 国分寺市の放射能対策（概要）

○ 空間放射線量の測定結果（14 ページグラフを参照）

平成23年7月から平成24年2月まで市内の定点40カ所（公共施設の敷地の中心部）で、平成24年2月以降は市内の定点32カ所で定期的に空間放射線量を測定しています。測定結果の平均値は0.04から0.15毎時マイクロシーベルト（単位： μ Sv/h）（平成23年7月から平成24年2月）、0.04から0.09 μ Sv/h（平成24年2月から平成25年2月）でした。

○ 除染^{*}のガイドラインの策定と対応

平成23年12月に「国分寺市における除染のガイドライン」を策定しました。国分寺市の除染の基準値を空間放射線量（地上5cm）で0.23 μ Sv/hとし、これ以上の値を検出した場合に除染等の措置をとることとしました。

その後、定点以外に水たまりなど放射線量の数値が高いと想定される地点で測定を実施したところ、公園や市立小中学校の敷地の一部で市の除染の基準値を超えていたため、除染しました。

※ 汚染範囲を特定し、土壌の場合は表土5～10cm程度掘削除去し、除去した土は土のう袋に入れ、そのうえから再度ビニール袋をかぶせ、原則施設敷地内において、覆土30cm以上を確保して埋設処理を行います。

○ 放射能対策に関する基本的な対応方針の策定

平成24年5月に、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、放射性物質に対する総合的な対策として、「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」を定めました。本方針に基づき、空間放射線量や給食食品等の放射性物質濃度の測定などの具体的取組、測定器の貸出しや迅速な情報提供を行っています。

○ 市民への情報提供

定点のほか、除染を行った箇所、清掃センター、通学用道路の空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食食品等、プール水・公園の親水施設の水の放射性物質濃度を測定し、結果は市のホームページで公表しています。

3 計画改定の経過

(1) 環境基本計画市民ワークショップの検討経過

開催日	主な議題（課題・将来像等の検討）	参加数
平成 24 年 5 月 27 日（日）	テーマ：緑・水・生物	16 人
平成 24 年 6 月 17 日（日）	テーマ：公害・食	16 人
平成 24 年 7 月 26 日（木）	テーマ：道路交通・歴史・景観	13 人
平成 24 年 8 月 19 日（日）	テーマ：ごみ・人	19 人
平成 24 年 9 月 23 日（日）	テーマ：地球環境	16 人
平成 24 年 10 月 21 日（日）	テーマ：ワークショップまとめ（重点事項）	15 人

(2) 環境推進管理委員会の検討経過

（国分寺市環境推進管理委員会設置要綱の抜粋）

（設置）

第 1 条 国分寺市環境基本条例(平成 16 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 27 条（環境推進管理委員会）の規定に基づき、市民参加による国分寺市環境推進管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について進ちょく状況を管理及び評価し、その結果を市長に報告する。

- (1) 条例第 7 条(環境基本計画等)第 1 項に規定する国分寺市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に基づき実施される施策等に関する事項
- (2) 条例第 26 条(環境報告書)第 1 項に規定する環境報告書に関する事項
- (3) その他環境基本計画の具体化に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 2 人以内
- (2) 事業者の代表 2 人以内
- (3) 識見を有する者 3 人以内
- (4) 国分寺市環境ひろば設置要綱(平成 16 年要綱第 16 号)により設置された国分寺市環境ひろばから選出された参加者 2 人以内
- (5) 市の職員 3 人以内

開催日	主な議題
平成 24 年 6 月 28 日（木）	環境基本計画実施計画（5 箇年実績）の総括評価
平成 24 年 7 月 9 日（月）	環境基本計画実施計画（5 箇年実績）の総括評価
平成 24 年 7 月 23 日（月）	環境推進管理委員会からの提言 環境基本計画の見直しについて

(3) 環境基本計画等検討委員会・専門部会の検討経過

(検討委員会) ◎…委員長, ○…副委員長 ※役職は平成26年3月現在

◎環境部長, ○都市建設部長, 政策経営課長, 総務課長, 経済課長, 福祉計画課長,
子育て支援課長, 環境計画課長, 都市計画課長, 緑と水と公園課長,
国分寺駅周辺整備課長, 庶務課長, 学校指導課長

開催日	主な議題
平成24年 8月28日(火)	専門部会の設置について(メンバー構成等)
平成25年 1月29日(火)	望ましい将来像・基本方針・施策体系(素案)など
平成25年 2月18日(月)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)たたき台の検討など
平成25年 3月28日(木)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)の検討など
平成25年 4月10日(水)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)の検討など
平成25年 4月24日(水)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)の検討など
平成26年 2月 4日(火)	パブリック・コメント等への対応など

(専門部会) ※部会員の所属部署名は平成26年3月現在

政策経営課, 総務課, 経済課, 福祉計画課, 子育て支援課, ごみ対策課,
ごみ減量推進課, 下水道課, 都市計画課, 緑と水と公園課, 道路管理課, 建設課,
国分寺駅周辺整備課, 庶務課, 学校指導課, ふるさと文化財課, 公民館

開催日	主な議題
平成24年 9月24日(月)	環境基本計画に係る課題事項
平成24年10月22日(月)	課題事項の抽出・対応(方向性)の整理
平成24年11月 6日(火)	課題事項の抽出・対応(方向性)の整理など
平成24年11月27日(火)	課題事項の抽出, 環境施策調査の実施, 将来像の検討など
平成25年 1月21日(月)	将来像・基本方針・施策体系(素案)の検討など
平成25年 2月 7日(木)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)のたたき台など
平成25年 3月 7日(木)	(仮)第二次国分寺市環境基本計画(素案)

(4) 環境審議会の検討経過

(国分寺市環境基本条例の抜粋)

第5章 環境審議会

(環境審議会の設置及び組織)

第30条 市の環境の保全, 回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため, 市長の附属機関として国分寺市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は, 市長の諮問に応じ, 次に掲げる事項を審議し, 答申するほか, 当該事項について市長に建議することができる。

(1) 環境基本計画等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか, 環境の保全, 回復及び創造に関する基本的事項に関する

ること。

3 審議会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 4 人以内
- (2) 識見を有する者 4 人以内
- (3) 事業者の代表者 2 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 2 人以内

開催日	主な議題
平成 25 年 7 月 26 日 (金)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) について
平成 25 年 8 月 28 日 (水)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) について
平成 25 年 10 月 2 日 (火)	(仮) 第二次国分寺市環境基本計画 (素案) について

(諮問文：81 ページ参照)

(答申文：82 ページ参照 ※答申に添付されていた改定案は省略)

(5) パブリック・コメント

(件 名) 第二次国分寺市環境基本計画 (案)

(実施期間) 平成 25 年 12 月 16 日 (月) から平成 26 年 1 月 15 日 (水)

(意見提出者数) 12 人 (意見数) 134 件 (意見を反映した件数) 51 件

(6) 市民説明会

開催日	場 所	参加数
平成 25 年 12 月 24 日 (火) 09:30~10:30	本多公民館 1 階会議室 C	5 人
平成 25 年 12 月 25 日 (水) 09:30~10:30	ひかりプラザ 101 会議室	5 人
平成 25 年 12 月 25 日 (水) 18:30~19:30	市役所プレハブ第一会議室	3 人

(7) 環境ひろばとの意見交換

開催日	主な議題	参加数
平成 25 年 12 月 15 日 (日)	第二次国分寺市環境基本計画 (案) について	15 人
平成 26 年 1 月 12 日 (日)	第二次国分寺市環境基本計画 (案) について	14 人
平成 26 年 1 月 19 日 (日)	第二次国分寺市環境基本計画 (案) について	13 人

4 諮問・答申

(諮問文)

諮 問 第 1 号

平成25年7月26日

国分寺市環境審議会

会長 尾 崎 寛 直 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫

国分寺市環境基本計画について（諮問）

国分寺市環境基本条例第30条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

（仮）第二次国分寺市環境基本計画（素案）について

2 諮問理由

市では、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成16年3月に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。

この度、平成26年度からの新たな国分寺市環境基本計画の策定にあたり、（仮）第二次国分寺市環境基本計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

(答申文)

「(仮) 第二次 国分寺市環境基本計画 (素案) について」

に対する答申

(平成 25 年 7 月 26 日 諮問第 1 号)

平成 25 年 10 月 18 日

国分寺市環境審議会

第1 諮問事項に関する答申

平成16年に現環境基本計画（以下、「現計画」という。）を策定したが、近年、東日本大震災による原子力発電所の事故という危機的な状況が発生したほか、国分寺市においては、緑被率や農地面積が依然減少傾向を示している。

当審議会では、市民の参画で策定された現計画の枠組みを堅持しながら、こうした状況を直視し、生活の見直しや環境に配慮した事業を促すよう改定する必要があるとの観点から、計画（素案）について、議論を行ってきた。

1 「計画の位置づけ」について

環境基本計画は、長期総合計画の実現に向けて、環境の側面から具体的に施策展開を方向づけるものである。すなわち、30年後を展望しつつ、10年間の計画として実行性及び実現性を確保するための中間計画（『組織横断的計画』）であり、関連する個別計画（『組織縦断的計画』）と整合・調整を図る位置づけを明確にするべきである。

2 「計画の推進主体と協働」について

計画に沿った各主体の具体的な行動につなげていくことが重要である。協働の取り組みを促進する際にも、それぞれが何をすればよいのかがわかるよう、例示を含めて説明し、呼びかけていくべきである。

3 「計画改定にあたって」について

身の丈にあった計画（素案）とした趣旨は、行政が実現性により重きを置いたためと解することができる。しかし、このことが現計画に対して計画（素案）が小さくまとまったと懸念されることのないように、限られた資源の中でも、効果的に施策を推進できるよう、創意工夫を重ねていくべきである。さらに、現状においては実施が困難と予測されるものについても課題として挙げるべきである。

これには、現計画の達成状況の評価を踏まえるとともに、市民も協力、参画していくことが必要で、国分寺市のまちづくりに欠かせないものと認識する。

また、「計画の構成の整理」の過程で「整理」に行き過ぎがないか検証する必要がある。

4 「基本方針・主な施策」の考え方の記述について

環境基本条例上、計画は、「環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定める」もの、すなわち「環境行政の基本方針」となるべきものである。従って、施策を掲げるだけでなく、理念や考え方を示す必要がある。

このため、施策の方針、考え方を市民に周知することが、行動喚起のために必要不可欠なことであり、現計画の記述を活かし、重複を厭わず丁寧な記載を考慮すべきである。

5 「野川整備事業の促進」について

東京都による野川の整備事業に対し、市民の意見をくみ取って、東京都との協議のなかで国分寺市の考えを整理し、協働による野川整備の実現に対して役割を果たすべきである。

6 「重点プロジェクト」について

市民への啓発にあたっては、市民ワークショップや環境推進管理委員会等が出された意見も活かし、意義や考え方を十分記述する必要がある。また、意欲を喚起するように呼びかけ方法や表現方法についても工夫すべきである。

7 「市民参加」について

本計画の策定過程における市民意見の反映度についても検証すべきである。今後予定されているパブリック・コメント、環境ひろばとの意見交換についても実効性あるものになるよう十分配慮すべきである。

8 「計画の推進・推進体制」について

計画の推進にあたっては、庁内の推進体制の充実が重要であり、そのためには専任組織（環境計画課）が調整・連携を支える役割を果たしていくべきである。

また、国分寺市ではNPOなどの活動団体が積極的な活動を展開していることから、これらの力を発揮できるような体制や仕組みの構築を図るべきである。

第2 環境審議会への報告

第二次国分寺市環境基本計画の策定にあたっては、本審議会からの答申を踏まえて計画の目的と役割に叶う内容となっているか、十分に検討するとともに、結果を報告されたい。

第3 改定案の提示

別添の改定案は環境審議会の審議を踏まえて、可能な限り現計画の考え方を踏襲するという基調のもとに再度取りまとめたものである。

なお、この改定案は本答申の内容の一部を示したものである。

環境審議会 委員

委員名	選出区分	備考
中村 和彦	公募により選出された市民	
斉藤 召伸	公募により選出された市民	
村瀬 鈴代	公募により選出された市民	
龍神 瑞穂	公募により選出された市民	副会長
尾崎 寛直	識見を有する者	会長
吉富 友恭	識見を有する者	
宮寺 忠康	識見を有する者	
久野 春子	識見を有する者	
田中 健一郎	事業者の代表者	
深山 勝範	事業者の代表者	
飯田 いずみ	関係行政機関の職員	
富田 広造	関係行政機関の職員	

5 用語解説

【あ】

愛知目標 P 2

平成 22 (2010) 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP 10) で採択したことから、「愛知目標」と呼んでいます。正式名称は「生物多様性新戦略計画」のことで、この計画には、生物多様性の保全、持続的利用を進めるため、「2020 年までに生物多様性の損失を止めるための行動を起こすこと」を目標に掲げ、その下に、陸域 17%、海域 10%を目標とする保護地域の設定など 20 の個別目標、「自然との共生」に関する中長期目標が盛り込まれています。

生垣造成補助金交付制度 P 27

豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。

遺伝子組換え食品 P 12

生き物の細胞から有用な遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせることを遺伝子組換えといい、この技術を応用した食品のことを遺伝子組換え食品といいます。大豆、じゃがいもなど、害虫や病気に強い農作物や、乾燥などの厳しい環境に強い農作物等を作ることが可能になりました。

遺伝子組換え食品は、内閣府食品安全委員会による安全性審査が義務づけられており、審査を経て安全性が確認されたものは、厚生労働省により公表されています。

井戸端会議 P 44

地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

雨水浸透施設 P 30

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。

援農ボランティア P 31

市民農業大学において援農ボランティア技術習得講座を修了した市民が市に登録し、市内の農家の農作業を手伝うボランティアのことです。

温室効果ガス P 1

太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖める効果をもつガスのことです。種類としては二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素

(N₂O), ハイドロフロオロカーボン (HFC_s), パーフルオロカーボン (PFC_s), 六ふつ化硫黄 (SF₆) があります。

【か】

外来生物 P 33

人為的に本来の生息地以外の他地域（国外や国内）から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

化学物質の子どもガイドライン P 39

化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、東京都独自の「子どもガイドライン」を策定しています。子どもの身近な環境における殺虫剤の影響を減らすために、子どもの多く利用する施設（学校、幼稚園、保育園、児童遊園など）の管理者や害虫防除事業者が取り組む具体的内容を示したものです。それ以外の施設や家庭での害虫駆除の際にも参考になります。

環境アドバイザー P 58

市に登録している環境に関する識見を有する者です。市内の団体が行う環境に関する学習会や観察会などに対して、市が講師として環境アドバイザーを派遣しています。

環境基準 P 12

大気の汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のことです。あくまで目標とする基準であり、すぐに人の健康に影響を与えるものではありません。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水や排ガスには二酸化硫黄や二酸化窒素などの排出基準が設けられています。

環境審議会 P 7

環境審議会は、市の附属機関であり、公募市民、学識経験者、事業者の代表者、関係行政機関の職員で構成される組織のことです。市長の諮問に応じて、環境基本計画等に関することや、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項について審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

環境推進管理委員会 P 7

環境推進管理委員会は、公募市民、事業者の代表者、学識経験者、環境ひろばから選出された者、市職員で構成される組織のことで、環境基本計画実施計画に基づく施策の進捗よく状況の管理及び評価を行います。

環境ひろば P 7

市民、事業者、市が一堂に介して、環境について自由に意見交換を行う場のことで、

平成 16 年 8 月に設置しました。

毎月 1 回開催し、市の環境施策に関する意見をまとめたり、環境イベントなどを通して意見交換の内容を公表しています。

環境報告書 P15

国分寺市環境基本条例に基づき、環境に関する施策の実施状況と環境測定データをまとめたものです。年に 1 回発行し、公表しています。

涵養（かんよう）P11

雨水や河川水などが地面に浸透して地下の土壌に蓄えられることです。

京都議定書 P 1

平成 9（1997）年 12 月京都で開催された第 3 回締約国会議（COP 3）で採択された気候変動枠組条約の議定書のことです。先進国全体で平成 20（2008）年から平成 24（2012）年の 5 年間（第一約束期間）における温室効果ガスの排出量を平成 2（1990）年比で、5.2%（日本 6%、アメリカ 7%、EU 8%など）削減することを義務付けました。

平成 16（2004）年 11 月のロシアの批准に伴い、平成 17（2005）年 2 月に発効しました。

空間放射線量 P12

空気中において、一定時間に何個の放射線が放出されるかを表した数値のことです。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定項目として用いられています。

クールシェア P49

夏の暑い日に、冷房の効いた公共施設やデパート・飲食店などでクール（涼しさ）をみんなでシェア（共有）する取組のことです。1 部屋に集まり家族団らんで過ごす、友人や近所の家を集まって過ごす、木陰や水辺の涼しい場所に行くこともクールシェアになります。平成 24 年から環境省が取組を呼びかけています。

（関連）冬の寒い日に暖房の効いた公共施設などで過ごすウォームシェアという取組もあります。

グリーン購入 P49

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成 13（2001）年 4 月にグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が制定され、国や地方自

治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

公園サポート事業 P25

市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に、地域の交流の場としての活用をお願いし、ボランティアとして月1回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業のことで、平成25年3月1日現在、16団体が22公園で清掃活動等を行っています。

合成洗剤 P39

石油からつくられる合成界面活性剤を主成分とする洗浄剤のことで、動植物の脂肪を原料とするせっけんに比べて、硬水でも使用でき、低温でも洗浄力が高いという特徴があります。過度に使用すると、分解されにくく、水の汚染の原因になります。

高度浄水処理 P11

通常の浄水処理では十分に除去できない、かび臭原因物質、カルキ臭やトリハロメタンのもととなる物質等を除去するため、通常の浄水処理に加えて、オゾン処理及び生物活性炭吸着処理を行うことです。東京都が浄水場への導入を進めています。

国3・2・8号線 P24

多摩地域の南北の主要道路の一つである国分寺都市計画道路3・2・8号線府中所沢線(府中市武蔵台三丁目から国分寺市東戸倉二丁目までの延長約2.5km,標準幅員36m)のことで、東京都の事業として、平成27年度までに整備する予定になっています。

国分寺崖線 P11

古多摩川が武蔵野台地を削りとってできた河岸段丘で、立川市から大田区まで延びる全長28kmの帯状の崖の連なることです。

市内では北西部の西町5丁目から光町・内藤を経て、西元町・東元町・泉町・南町等に位置し、崖高は北西部で4～5m,南東部で15～20mに達しており、傾斜林や湧水地などとして貴重な緑地を形成しています。

国分寺市一般廃棄物処理基本計画 P2

再利用・資源化を推進することで、ごみの排出抑制、環境負荷の低減を行うための市民・事業者・市が取り組む基本的な方向性と、市のごみ処理に関する施策の考え方を示した計画のことで、

国分寺市環境基本条例 P1

環境の保全、回復及び創造に関する基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明確にし、環境施策の総合的かつ計画的な推進、現在及び将来にわたり良好な環境の確保を目的とした条例のことで、

国分寺市景観まちづくり指針 P 46

地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版） P 3

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に基づき、市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための行動計画のことであります。

国分寺市都市マスタープラン P 3

市の都市計画に関する基本方針となるもので、市の責任で展開する都市計画や、市と市民が協働でまちづくりを進めていくための基本的な考え方を示した計画のことであります。

国分寺市の緑の保護と推進に関する条例 P 25

市民の健康と快適な生活環境を確保するため、緑化施策を定め、市内の緑を保護し、緑化を推進することを目的とした条例のことであります。

国分寺市まちづくり条例 P 25

まちづくりの基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務等を明確にし、まちづくりの基本事項、まちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続き及び土地利用に関する基準並びに都市計画法等の手続きを定め、安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とした条例のことであります。

ごみ焼却灰の再資源化 P 54

25 市 1 町が参加した東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業のことで、ごみ焼却灰の資源化・有効利用を進め、最終処分場の延命化を図っています。ごみの焼却灰はセメントの原料に利用され、土木建築工事やコンクリート製品（道路の側溝など）に活用しています。

【さ】

3 R 講座 P 18

3 R とは Reduce（リデュース：減量する・ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再資源化）の英語の R の頭文字を 3 つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダーを養成するために実施しています。

再生可能エネルギー P 1

石炭や石油などの化石燃料によらず、永続的に利用することができる太陽光、風力、

水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 P 2

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の普及・拡大を目的に、平成 24（2012）年 7 月 1 日から電力会社に再生可能エネルギーでつくられた電気の買取を一定の価格・期間で義務づける制度のことです。買取価格・期間は国が決定し、毎年見直しを行います。

指定作業場 P 36

自動車駐車場（収容能力 20 台以上）、ガソリンスタンド、材料置場（面積が 100 m²以上のものに限る。）など、東京都環境確保条例別表第 2 で定めた 32 の事業場のことです。

指標生物 P 33

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種とも言います。分布状況、経年変化等を調べることにより、地域の環境を類推・評価することができます。

集団回収 P 54

自治会や町会など団体（20 世帯以上）が市に登録して、紙類・布類・ビン・カンなどの資源物を自ら集めて、登録業者に引き渡すことで、回収量に応じて市から奨励金を受け取ることができる事業のことです。

循環型社会 P 8

製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することによって、資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことです。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

食育 P 35

農作物の栽培や収穫を手伝ったり、家庭や地域の人から料理の仕方を学んだりするなど、食に関するさまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいいます。

生産緑地地区 P 31

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、一団の面積が 500 m²以上の市街化区域内農地を保全するために、市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。生産緑地地区に指定された農地は 30 年間の営農義務を条件に、税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。

生態系 P 1

食物連鎖などの生物間の相互関係（微生物，植物，動物）と，生き物とそれを取り巻く無機的環境（太陽光，水，酸素，二酸化炭素など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念です。

生物多様性 P 2

生き物には，さまざまな生物種が存在（種の多様性）し，森林や河川などの環境に適応し（生態系の多様性），同じ種でも個体差（遺伝子の多様性）が見られ，こうした違いを「生物多様性」といいます。

生物多様性国家戦略 2012 - 2020 P 2

生物多様性国家戦略とは，生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく，生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のことであります。平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして，平成 24 年 9 月に策定されました。

創エネルギー P 2

東日本大震災以降，震災時における自立電源として，太陽光や風力などの再生可能エネルギー，家庭用ガスエンジン及び家庭用燃料電池のコージェネレーション（熱電併給）機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

【た】

ダイオキシン類 P 36

ダイオキシン類対策特別措置法では，ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え，同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖，脳，免疫系などへの影響が懸念され，研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において，意図せざるものとして生成されます。

第二次国分寺市農業振興計画 P 2

国分寺農業のさらなる発展を目指し，認定農業者制度*を基軸とした農業経営の強化，農地保全の仕組み，農とのふれあいを進化させる方向を示した計画のことであります。

※ 効率的で安定した農業経営を目指す農業者の農業経営改善計画を市の基本構想に照らして認定し，その計画達成に向けた支援を行う制度です。

第四次国分寺市長期総合計画 P 2

国分寺市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として，市の最上位の計画のことであります。基本構想と基本計画で構成しています。

地域・団体交流会 P44

地域で活動する団体，個人，事業者等が横のつながりを持ち，地域の活性化を推進する取組みです。

地球温暖化 P 1

人間の活動に伴い，二酸化炭素やメタンなどが大気中に増加することで，通常大気を通過して宇宙に出ていく太陽光線の輻射熱（ふくしゃねつ）のエネルギーが大気中にたまり，温室効果によって，地球表面付近の平均気温が上昇していく現象のことをいいます。

地産地消 P 9

地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって，生産者と消費者などの地域交流，新鮮な農産物の消費，輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また，地元で生産された農産物を積極的に消費することで，都市農業の支援にもつながります。

低公害車 P35

従来の自動車よりも窒素酸化物や二酸化炭素などの大気汚染物質の排出量や騒音の発生が少ない自動車の総称のことです。電気自動車やハイブリッド車，天然ガス自動車などがあります。

透水性舗装 P30

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して，舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため，主に都市部の歩道に利用されています。

特定建設作業 P36

建設工事で行われる作業のうち，くい打機を使用する作業やバックホウを使用する作業など，著しい騒音・振動を発生する作業で，騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。

【な】

名古屋議定書 P 2

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された名古屋議定書のことです。医薬品の開発などに必要な遺伝資源のアクセスに係る事前同意（資源の提供国からの事前同意）や遺伝資源の利用により生じた利益配分を含め，生物多様性条約の規定に実効性を持たせるために締約国が実施すべき具体的措置を定めました。

燃料電池コージェネレーション機器 P52

発電をしながら、その時に出る排熱も利用することでエネルギー効率を高めるシステムのことです。発電の仕組みとして燃料電池を採用しているのが家庭用燃料電池コージェネレーションシステムで、家庭の省エネルギー機器として期待されています。

農業体験農園 P31

連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

野川整備事業 P11

正式には、東京都が平成18年3月に策定した「野川流域河川整備計画」の河川整備のことです。本整備計画では概ね20～30年後の整備目標や整備内容が定められています。

【は】

パブリック・コメント P7

市民生活に関する重要な政策等の策定または改廃に当たり、その政策等の案及び関連する資料などを事前に公表して、市民等から意見の提出を受け、提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。

バリアフリー P42

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害（バリア）を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

ビオトープ P27

生き物を表す「ビオ（バイオ）」と、場所を表す「トープ（トープ）」を組み合わせたドイツ語の造語で、野生生物が持続的に生息できる生息空間のことです。ビオトープの整備は自然保護、自然再生、環境教育などの面で期待されています。

微小粒子状物質（PM2.5） P13

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の1千分の1）以下の小さな粒子の物質のことです。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

浮遊粒子状物質（SPM） P13

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん，エアロゾルなど）のうち，粒径が10 μm （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の1m）以下の物質のことです。工場のばい煙，自動車排出ガスなどの人の活動や，自然界由来（火山，森林火災など）において発生し，粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し，人の健康に影響を及ぼします。

防災まちづくり推進地区 P44

自治会や町内などの団体が市と協定を締結し，地域住民が中心となって，防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は，防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成，災害時の体制づくりなどに取組み，安全で住みよいまちづくりを目指します。

放射性物質濃度 P12

本計画では，大気・水・食料・土壌などにおいて含まれる，ヨウ素131，セシウム134，セシウム137の放射性物質の量のことです。

保存樹木・保存指定樹林地 P25

所有者の同意のもと，都市の美観風致を維持するため，市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき，市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し，所有者には，樹木せん定等の適切な維持管理に努める義務が生じます。

【ま】

民生家庭部門 P16

最終エネルギー消費のうち，家計が住宅内で消費したエネルギー消費（自家用自動車等の運輸関係を除く）を対象とする部門のことを言います。

民生業務部門 P16

企業の管理部門等の事務所・ビル，ホテルや百貨店，サービス業等の第三次産業等におけるエネルギー消費を対象とする部門のことを言います。

むかしの井戸 P44

災害用生活用水の給水施設として，市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成25年3月現在，市内に19カ所あり，そのうち17カ所を市が管理しています。地域の情報，防災や防犯などに関する情報交換など，市民のふれあいの場として，井戸端会議を開いている地域もあります。

名勝 P16

風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているものまたは芸術的もしくは学術的価値の高いもので、文化財の指定・保護の対象となった、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳などのことです。市内には、国指定名勝1件（都立殿ヶ谷戸庭園）、東京都指定名勝1件（真姿の池湧水群）があります。

モニタリング P12

環境管理のための監視・追跡を継続的に行う観測・調査のことです。大気や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的な調査になります。

【や】

有害化学物質 P35

ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物、ヒ素及びその化合物などの重金属類等、人体や生態系に悪影響を及ぼす有害な化学物質のことです。有害化学物質は、土の中にいる微生物による分解が難しいため、土壌汚染、地下水汚染の原因となっています。

要請限度 P12

自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると知事または区市町村長が認めるとき、道路管理者または公安委員会に対しその改善を要請する際の基準のことです。

【ら】

リサイクル推進協力店制度 P54

創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して、市がリサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない、マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

緑被率 P11

地域全体に占める緑被地面積の割合です。緑被地とは、上空から地表面を見下ろした時、植物におおわれている部分の土地のことです。その形態により、樹林地、宅地の庭、草地、農地（野菜畑・植木畑・果樹園）に分類されます。

【わ】

ワークショップ P7

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり作り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのことです。住民参加のまちづくり、環境教育や自然体験活動などの様々な分野で行われています。

【アルファベット】

BOD（生物化学的酸素要求量） P12

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量のことです。河川や湖沼などの汚濁を測る代表的な指標であり、数値が高くなるほど水質汚濁が著しいことになります。

COP（気候変動枠組条約締約国会議） P1

COPは、各条約の締約国会議（Conference of the Parties）を意味する略称のことです。平成9（1997）年12月に気候変動枠組み条約第3回締約国会議が開催された京都會議以降、気候変動枠組条約締結国会議のことを一般的にCOPと呼ぶようになりました。

COPは条約の最高機関であり、気候変動枠組条約締約国会議は毎年開催しています。

dB（デシベル） P13

騒音や振動の大きさを表す単位のことです。デシは1/10を意味する接頭語であり、デシベル（dB）はベル（B）の10分の1になります。騒音の目安として、普通の会話は60デシベル、電話のベルや騒々しい街頭は70デシベル、地下鉄の車内は80デシベルになります。振動の目安として、静止している人だけが感じる場合が60デシベル、戸や障子がわずかに動く場合が70デシベル、障子がガタガタ音を立てる場合が80デシベルになります。

ha（ヘクタール） P11

面積を表す単位のことです。1 haは10,000 m²に該当します。

ppm（parts per million） P13

大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表す単位のことです。1 ppm（ピーピーエム）は百万分の1に該当します。

Sv（シーベルト） P15

人体が受けた放射線量による影響の度合いを表す単位のことです。空間放射線量の場合、市の公共施設において地上5 cmの測定で毎時0.23 マイクロシーベルト以上計測した場合に除染作業を行います。

μg（マイクログラム） P13

重量の単位のことです。100万分の1を表します。環境科学や食品化学等の分野などで用います。